

## 中東海域への自衛隊派遣に反対する会長声明

1 政府は、2019年12月27日、日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動を目的として、護衛艦1隻とP3C対潜哨戒機を、中東アデン湾等へ派遣することを閣議決定した。これに基づき、本年1月11日にP3C対潜哨戒機2機が那覇航空基地を出発、2月2日には護衛艦「たかなみ」が横須賀基地を出航し、現地での活動を開始している。

2018年5月に米国がイラン核合意を離脱した後、ホルムズ海峡を通過するタンカーへの攻撃等が発生していることから、米国は日本を含む同盟国に対して有志連合方式による艦隊派遣を求めてきた。これに対し、日本はイランとの伝統的な友好関係に配慮し、有志連合には参加せず、独自に護衛艦等を派遣するに至ったとされる。

2 上記閣議決定によれば、今般の自衛隊の派遣の目的について、自衛隊法第82条に規定する海上における警備活動に関し、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要なことから、防衛省設置法第4条第1項第18号の「調査および研究」に基づき実施する、と説明されている。

しかしながら、徹底した恒久平和主義を定めた日本国憲法第9条の下、自衛隊の職務権限は「自衛隊法の定めるところによる」（防衛省設置法第5条）とされ、自衛隊法に根拠のない活動は許されない。自衛隊による調査研究に関しても、自衛隊法は個別規定により対象となる分野を限定的に定めているものの（第25条乃至27条の2）、今般の自衛隊の中東海域への派遣は明らかにこれに含まれない。

政府の見解は、防衛省設置法4条1項第18号に基づき、自衛隊の行動の要否、発令時の円滑な実施に必要な情報収集を、自衛隊が海外に進出して自ら行うことが出来るというものであるが、かかる解釈では、「調査および研究」の名の下に、防衛大臣において、無限定に自衛隊を海外に派遣出来ることとなりかねない。

すなわち、国会において法律の改正等を審議することなく、解釈により自衛隊の職務権限を幅広く捉えることを可能とするものであるが、同見解は、国会による自衛隊の統制を著しく困難にするものであり、シビリアンコントロールの理念にも反し、明らかに不当な解釈であり許されるものではない。

したがって、今般の自衛隊派遣は、法律に根拠がなく、法治主義に違反する。

3 また、閣議決定によれば、「諸外国等と必要な意思疎通や連携を行う」とされており、今般の自衛隊による調査研究によって得た情報は米軍などと共有することとなるから、自衛隊の提供した情報が有志連合諸国の軍隊の武力行使を誘発し

た場合には、日本国憲法第9条が禁じている「武力の行使」と一体化するおそれがある。

そして、本年1月早々、米国はイランの軍事司令官を爆殺し、イランは中東の米軍基地をミサイル攻撃するなど中東海域は極度の緊張関係にある。そのような中で、政府は、「不測の事態」が生じた場合には、海上警備行動（自衛隊法第82条）を発令して対応するとしており、その結果、武器使用（同法第93条）や強制的な船舶検査（同法第93条）を行う可能性もある。

今般の自衛隊派遣では、国またはそれに準ずる組織に対して武器使用を行う可能性があり、当該事態に至った際には憲法9条が禁じる「武力の行使」に該当するおそれがある。

4 さらに、憲法及び法治主義に反する自衛隊活動の結果、自衛官の身体生命も危険にさらされることになれば、それは重大な人権侵害でもある。なお、政府において、派遣される自衛官に対し、具体的危険性の説明を尽くしているかも疑問であり、自衛官の真意に基づく同意を得た危険業務の従事といえるかなど、安全配慮義務の観点からの問題点も指摘されているところである。

5 中東海域における日本関係船舶の安全確保が政府として対処すべき課題であるとするならば、政府は国会でその対処の必要性や法的根拠について説明責任を果たし、十分に審議を行った上で、憲法上・法律上許容される対処措置を決めるべきであるが、今回の自衛隊派遣は、国会における説明や審議を果たさずして、政府の独断にて派遣されたものであり、許容し難いものである。

よって、当会は、以上の各理由により、今回の自衛隊の中東海域への派遣に反対する。

以 上

2020年3月13日

千葉県弁護士会会長 小見山 大